

月途中に居宅サービス計画作成事業所が変更になる場合の給付管理票とサービス計画費の取扱

変更パターン		給付管理票提出 サービス計画費請求		備 考
月を通じて小規模多機能型居宅介護事業所が給付管理業務を行う場合	月を通じて小規模多機能型居宅介護事業所を利用	4月1日～4月15日 居宅サービス利用あり	4月15日～4月30日 小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 サービス計画費は請求不可のため、提出された場合はD1エラーとなる。

月途中で小規模多機能型居宅介護の利用開始・終了の場合	月途中で小規模の利用を中止 居宅（予防）介護支援事業所へ変更	4月1日～4月15日 居宅サービス利用あり	4月15日～4月30日 居宅（予防）介護支援事業所	居宅（予防）介護支援事業所と小規模多機能型居宅介護で変更となる場合、居宅（予防）介護支援事業所時に在宅サービス利用の有無によって給付管理票を提出する事業所が異なる。 ●在宅サービス利用ありの場合 ➡ 居宅（予防）介護支援事業所が作成する。 ●在宅サービス利用なしの場合 ➡ 小規模多機能型居宅介護が作成する。
	月途中で小規模の利用を中止 居宅（予防）介護支援事業所へ変更	4月1日～4月15日 居宅サービス利用なし	4月15日～4月30日 居宅（予防）介護支援事業所	請求不可
	月途中で居宅（予防）介護支援事業所から小規模へ変更	4月1日～4月15日 居宅サービス利用あり	4月15日～4月30日 居宅（予防）介護支援事業所	居宅（予防）介護支援事業所と小規模多機能型居宅介護が保険者（日向市）に居宅サービス計画作成届出書を提出する場合は、居宅サービスの利用の有無を確認する。
	月途中で居宅（予防）介護支援事業所から小規模へ変更	4月1日～4月15日 居宅サービス利用なし	4月15日～4月30日 居宅（予防）介護支援事業所	請求不可

転居等により保険者が変更となった場合 居宅（予防）支援事業所の変更あり	月途中でA市の資格喪失 喪失前はA居宅（予防）支援事業所利用	4月1日～4月15日 居宅サービス利用あり	4月15日～4月30日 月途中でA市被保険者の資格喪失	A居宅（予防）介護支援事業所 A居宅（予防）介護支援事業所
	月途中でB市の資格取得 取得後はB居宅（支援）支援事業所利用	4月15日～4月30日 月途中でB市被保険者の資格取得	居宅サービス利用あり	B居宅（予防）介護支援事業所 B居宅（予防）介護支援事業所
	月途中でA市の資格喪失 喪失前はA居宅（支援）利用	4月1日～4月15日 居宅サービス利用あり	4月15日～4月30日 月途中でA市被保険者の資格喪失	A居宅（予防）介護支援事業所 A居宅（予防）介護支援事業所
	月途中でB市の資格取得 取得後もA居宅（支援）利用	4月15日～4月30日 月途中でB市被保険者の資格取得	居宅サービス利用あり	A居宅（予防）介護支援事業所 A居宅（予防）介護支援事業所

生活保護単独受給者→生活保護併用または生保非該当	月の途中で生活保護単独（Hから始まる被保険者番号）の資格喪失	4月1日～4月15日 居宅サービス利用あり	4月15日～4月30日 被保険者番号“H”で始まる「生活保護単独 被保険者資格喪失」	A居宅（予防）介護支援事業所 A居宅（予防）介護支援事業所
	月の途中で生活保護併用または生活保護非該当（被保険者番号数字10桁）の資格取得	4月15日～4月30日 月途中から数字10桁の「介護保険 被保険者資格」を取得	居宅サービス利用あり	A居宅（予防）介護支援事業所 A居宅（予防）介護支援事業所